

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	子ども・子育て支援法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、子ども・子育て支援法の事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

群馬県みどり市長

公表日

令和5年8月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法に関する事務
②事務の概要	子ども子育て支援法に基づき、認定こども園、幼稚園、保育所等を利用するための支給認定。利用者負担の決定及び徴収、給付費の支給業務を行うに当たり、次の事務で特定個人情報を取り扱う。 ・申請書や届出書に関する事務 ・利用者負担額算定に必要な各種情報の照会
③システムの名称	子育て支援システム、中間サーバー、宛名管理システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
子育て支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の94の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 116の項 【別表第二における情報提供の根拠】 —
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 こども課
②所属長の役職名	こども課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	みどり市 保健福祉部 こども課(みどり市笠懸町鹿2952番地 0277-76-2111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	みどり市 保健福祉部 こども課(みどり市笠懸町鹿2952番地 0277-76-2111)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども課長 松島 君子	こども課長 武井 和子	事後	平成27年8月に見直しを行ったため
平成27年8月27日	1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子育て支援システム、中間サーバー	子育て支援システム、中間サーバー、宛名管理システム	事前	平成27年8月に見直しを行ったため
令和1年6月27日	5.評価実施期間における担当部署②所属長	こども課長 武井 和子	こども課長	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月17日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月17日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策	－	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和3年8月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 116の項 【別表第二における情報提供の根拠】 －	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 116の項 【別表第二における情報提供の根拠】 －	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和3年8月6日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年7月1日 時点		
令和3年8月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年7月1日 時点		
令和4年8月12日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点		
令和4年8月12日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点		
令和5年3月1日	1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子育て支援システム、中間サーバー、宛名管理システム	子育て支援システム、中間サーバー、宛名管理システム、サービス検索・電子申請機能	事前	電子申請開始に伴う変更
令和5年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点		
令和5年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点		